

開放型病院利用の手引き

磐田市立総合病院

1 病院案内

- 名 称 磐田市立総合病院
- 所 在 地 〒438-8550 静岡県磐田市大久保512番地3
代表電話 0538 (38) 5000(代)
地域医療連携室 (電 話) 0538 (38) 5545
(FAX) 0538 (38) 5549
- 開 設 者 磐田市長 草地 博昭
- 病院事業管理者 鈴木 昌八
- 病 院 長 山崎 薫
- 病 床 数 500床
- 診 療 科 目 内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、
循環器内科、リウマチ科、小児科、血液内科、腎臓内科、
糖尿病・内分泌内科、外科、消化器外科、血管外科、呼吸器外科、
小児外科、乳腺外科、形成外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、
泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、
歯科口腔外科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、病理診断科、
救急科、緩和医療科、臨床検査科（34科）
- 指 定 医 療 機 関 当院HPをご参照ください。
- 認 定 施 設 当院HPをご参照ください。

2 登録医について

登録医とは、当院の病院長が開放型病院利用に関わる診療業務を委嘱した医師を指します。

（1）登録医となるための手続き

【磐田市医師会、磐周医師会、磐周歯科医師会、小笠医師会及び小笠掛川歯科医師会の会員】
医師会及び歯科医師会との契約により全員登録医となりますので、手続きは不要。

【上記以外の方】

① 登録願（様式1）を地域医療連携室へ提出します。（郵送可）

② 当院が登録医の承認通知（様式1-1）をします。

（2）その他注意事項

- ・登録医の登録期間は1年です。年度の途中でも登録医になることができます。
- ・登録医からの申し出がなければ、登録承認の期間は自動更新になります。
- ・実務上の便に供するため、登録医ごとに固有の登録番号制をとります。

3 2人主治医制について

開放型病床に入院した患者の診療にあたっては、2人主治医制（院内主治医と院外主治医）がとられ、両者互いに共同して診療にあたります。

その際、当院の医師が院内主治医、登録医が院外主治医となります。

4 共同診療の手順

入院期間中、両主治医は互いに連絡を密にして意思の疎通を図ることで、共同診療を進めていただくようにお願いします。特に、入院当初や退院時など必要に応じて主治医又は担当医と意見交換の場をお作りください。

■共同診療の手順

事前に登院予定の日時と診療する患者名を地域医療連携室にお知らせください。（共同診療録の用意と院内主治医、病棟へ登院時間の連絡をします。）

地域医療連携室へのご連絡は、業務時間内（平日 午前8時15分から午後6時まで、土曜日 午前9時から午後1時まで）にお願いします。

- ① 地域医療連携室（本館2階） → 登院簿（様式2）に記名、名札・白衣を貸与しますので必ず着用をお願いします。
- ②（病棟ナースステーション） → 診療 → 開放型共同診療録（様式3）に記入。
- ③ 名札・白衣を地域医療連携室へ返却し、開放型共同診療録（様式3）を地域医療連携室に提出します。

※ 夜間・休日に登院される場合、本館1階防災センターに名札・白衣を用意しますので、防災センター係員にお申し出ください。

■開放型共同診療録（様式3）

登録医は共同診療を行うごとに必ず所定欄にサインをし、必要に応じ投薬・検査・処置などに関する意見や連絡事項を記入します。様式3のうち「院外主治医用」を持ち帰り、保管します。

■診療時間

原則、平日の午前8時30分から午後5時までのいわゆる日勤時間帯

■電子カルテ閲覧について

- ①当該患者のカルテの閲覧が必要な場合は、院内主治医に依頼し閲覧してください。院内主治医が対応できない場合の閲覧は、ログインID・パスワードを付与し地域医療連携室設置の電子カルテで閲覧できます。なお閲覧時間は診療時間と同様です。また、ログインID・パスワードは当日のみ有効です。
- ②電子カルテの閲覧は、当該患者のものに限ります。
- ③投薬・検査・処置等の直接の指示（オーダー）はできません。

■診療科行事への参加

症例検討会、抄読会などに気軽にご参加されるようお勧めします。詳細は、診療科へおたずねください。

5 患者の紹介手順

患者を紹介する場合には、次の手順をお願いします。

紹介予約は、平日（午前8時15分～午後6時）及び土曜日（午前9時～午後1時）に、地域医療連携室で対応しています。

なお、救急患者のご依頼は、救急外来で対応します。

■紹介予約手順

【FAX予約】

- ① 「FAX予約外来受診申込書」に必要事項をご記入いただき、診療情報提供書とともに、FAX（0538-38-5295）をお願いします。紹介状を同時にFAXできない場合は希望診療科への紹介理由を、必ずご記入ください。（例：症状が〇〇で、△△科の診察が必要と思われるから）
- ② 予約日時が決定しましたら、「FAX 予約外来受診・検査依頼予約票」をFAXしますので、患者にお渡しください。
- ③ 診療予約日には、「FAX予約外来受診予約票」「紹介状」「保険証等」「お薬手帳」持参の上、総合受付（本館1階）の「紹介患者受付」へ行くようお伝えください。

【患者の受診希望日が未定の場合】

- ① 「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」（2枚複写の1枚目）に予約日時欄のまま、その他必要事項を記入の上、FAXで地域医療連携室まで紹介状とともに送信してください。
（予約日時の欄には「②予約日時未定」を選び○印をつけてください）
- ② 2枚目予約票を患者にお渡しください。この際、予約日時について患者ご自身で地域医療連携室へ電話で予約するように案内をお願いします。
- ③ 診療予約日には、「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」の2枚目予約票、「紹介状」「保険証等」「お薬手帳」を持参の上、総合受付（本館1階）の「紹介患者受付」へ行くようお伝えください。

■当日、緊急に紹介を希望する場合の手順（救急搬送の場合は除く）

- ① 地域医療連携室（TEL:0538-38-5545）にご連絡ください。
- ② 地域医療連携室では、必要に応じて当院医師へ直接電話をおつなぎします。
- ③ 「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」に記入いただき、紹介状とともに（FAX：0538-38-5549）送信してください。
- ④ 「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」の2枚目予約票を患者にお渡しいただき、患者が外来受診します。

※ 外来受診・検査依頼申込書（様式4）は、登録医のもとに常備しておきます。

6 退院後の診療

退院後の診療は、登録医のもとで継続することが原則です。登録医は退院時に治療方針等について当院医師との間で協議をお願いします。

7 産婦人科の共同診療業務の留意点

当院において産婦人科の共同診療を行う場合、以下①から⑤までに基づき、行います。なお、以下に規定がないものは、「共同診療を行う院外医師等が行う業務に関する規約」に準拠します。

① 正常分娩の立会業務について

立会業務は、分娩開始から縫合までを業務とします。当院産科の医師は立ち会いませんが、必要に応じて当院の小児科医を呼ぶことができます。

② 緊急時の判断について

患者の安全を最優先とするため、緊急時の判断は当院の医師が行い、登録医に連絡させていただきます。

③ 当院での診察について

妊娠20週までに1回目を、妊娠20週から34週までに2回目を受診させてください。

④ 夫の出産時の立会について

当院では、夫が立会を希望する場合は、原則として当院が行う母親学級に参加した方のみ立会を認めています。

⑤ その他必要な事項

登録医は事前に当院の産婦人科主治医及び病棟師長と打ち合わせをお願いします。

8 依頼検査の手順と検査項目

登録医の依頼により、画像診断検査等を外来扱いで予約受付します。

当日（一部後日）、検査所見とともに検査資料を患者に手渡して登録医へ届けます。

なお、医療設備共同利用として病院外来を受診せずに検査のみを依頼される場合、その旨、地域医療連携室にお申し出ください。

■依頼検査の手順

① ※当院へご連絡ください。（時間帯により受付窓口が異なります。下記参照）

【CT・MRI検査のみ】放射線診断科で予約日時をお決めいただきます。

② 「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」に記入いただき、紹介状、問診票（必要な検査のみ）とともに（FAX：0538-38-5549）へ送信してください。

③ 「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」の2枚目予約票を患者にお渡しください。

④ 検査予約日の当日、「磐田市立総合病院外来受診・検査依頼申込書（様式4）」の2枚目予

約票、「紹介状」「問診票」（必要な検査のみ）、「保険証等」をご持参の上、総合受付の「紹介患者受付」へ行くようお願いください。

- ⑤ 放射線診断科の都合により当日読影ができない場合は、後日報告書を登録医宛てにお届けします。

※平 日	午前 8 時 1 5 分から午後 4 時 4 5 分まで	【0538-38-5289】	（放射線診断技術科）
平 日	午後 4 時 4 5 分から午後 6 時まで	【0538-38-5545】	（地域医療連携室）
土曜日	午前 9 時から午後 1 時まで	【0538-38-5545】	（地域医療連携室）

■検査項目

1 R I 検査

核医学検査では、微量のラジオアイソトープ（R I）で標識された薬剤が特定の臓器や組織に取り込まれ、その形態や機能を知ることができます。R I 室では、主に次の検査を行っています。

【R I 室の主な検査】

安静心筋シンチ、負荷心筋シンチ、骨シンチ、腫瘍シンチ、甲状腺シンチ
肺血流シンチ、レノグラム

※ 負荷心筋シンチにつきましては、循環器内科の受診をお勧めします。その他の検査や前処置・注意事項の詳細については地域医療連携室へお問い合わせください。

※ 放射性医薬品の発注の都合上、検査中止の場合には前日までに地域医療連携室へご連絡ください。

2 C T・M R I 検査、一般 X 線撮影検査

紹介状の形式は問いませんが、主訴、疾患名等の臨床情報をできるだけ詳細に記入してください。撮影方法や読影報告の参考にさせていただきます。

3 エコー・生理検査

エコー検査は、一般的なエコーを全て対象とします。

生理検査は、脳波・神経伝導検査、呼吸機能検査、血管検査、心電図（ホルター含む）が対象です。

特殊なエコーや他の生理検査・内視鏡検査は、患者を外来診療科に紹介いただき外来受診の上、検査することになります。

4 視野検査・眼鏡検査・造影眼底検査・眼筋機能検査

眼科検査は、当院の眼科外来にて視能訓練士が実施します。結果は、その日に渡します。

9 委託業務の手順と項目

下記検査や指導を、委託業務として行うためには、事前に契約が必要です。契約の希望がある場合には、地域医療連携室へ連絡をしてください。

■超音波検査、生理検査、骨密度測定、眼科検査

①委託検査契約を締結した医療機関（以下：依頼医）は当院地域医療連携室に予約の電話をしてください。

②地域医療支援室担当者が予約を入れさせていただきます。

③依頼医は検査依頼書を記入し、地域医療支援室にFAX（0538-38-5549）をしてください。

※検査依頼書（2枚複写）は契約時に配付します。

※骨密度測定の場合、検査申込書の検査目的・コメント欄に「骨密度測定」と記載してください。

④依頼医は検査依頼書を患者さんに渡してください。

検査当日

⑤患者さんは「検査依頼書」、「当院診察券」、「保険証」を持参し、予約時間の20分前までに1番初診受付で受付をしてください。

⑥患者さんは27番生理検査室（骨密度測定は30番CT検査室）に「当院診察券」、「検査依頼書」を提出し、検査を実施します。

検査後

⑦患者さんに報告書（封筒）、画像（CD）（骨密度測定の場合は報告書のみ）を患者に手渡し、依頼医に提出するように伝えます。

※ホルター検査の結果は10日程で依頼医に郵送します。

※患者さんには当院でのお支払いはないことを伝え、帰宅してもらいます。

■栄養指導（完全予約制）

月曜日8：30～11：00、金曜日13：00～15：00に外来で栄養指導を行います。

栄養指導をご希望される日の1週間前までに下記手順でお申し込みください。

①「磐田市立総合病院栄養指導申込書（様式1）」に記入ください。

血液検査結果を添えてください。

②登録医より地域医療連携室へお電話ください。（下記参照）

③ご予約日時決定後、「栄養指導申込書（様式1）」を地域医療連携室へ（FAX：0538-38-5549）送信してください。

④患者さんへの案内用紙を当院から折り返しFAX送信するので、患者さんにお渡しください。

⑤栄養指導の当日、患者さんに31番の栄養指導室へ直接行くようお伝えください。

⑥後日、栄養指導の報告書を登録医宛てに郵送します。

○対象疾患

疾患名	内 容
胃 腸 疾 患	胃・十二指腸潰瘍、クローン病、潰瘍性大腸炎など
肝 ・ 胆 疾 患	急・慢性肝炎、肝硬変、ウイルソン病、閉塞性黄疸など
膵 疾 患	急・慢性膵炎など
心 疾 患	狭心症、心不全、心筋梗塞など
腎 疾 患	急・慢性腎炎、急・慢性腎不全、ネフローゼ症候群など
貧 血	鉄欠乏性貧血で、Hb が 10 g /dl 以下
糖 尿 病	糖尿病、「糖尿病性～」名とつくもの
肥 満	高度肥満 BMI30%以上または肥満度 40%以上
脂 質 異 常	脂質異常症 LDL 値 140 mg/dl 以上 HDL 値 40 mg/dl 未満もしくは中性脂肪 150mg/dl 以上
痛 風	痛風、高尿酸血症
先 天 性 代 謝 異 常	フェニルケトン尿症、ホモシスチン尿症、ヒスチジン血症、ガラクトース血症など
妊 娠 高 血 圧 症	妊娠中毒症
高 血 圧	高血圧
消 化 管 手 術 後	消化管手術後

■委託業務予約受付窓口

平 日	午前 8 時 1 5 分から午後 6 時まで	【0538-38-5545】（地域医療連携室）
土曜日	午前 9 時から午後 1 時まで	【0538-38-5545】（地域医療連携室）

■診療報酬請求書に記載する項目及び点数

委託検査項目		検査料		判断料	
		診療区分コード	点数	診療区分コード	点数
超音波検査	心臓	D215.3イ	880		
	腹部	D215.2□(1) 領域（ア・イ・ウ・エ・オ・カ）	530		
	乳腺	D215.2□(3)	350		
	甲状腺・頸部	D215.2□(3)	350		
	体表	D215.2□(3)	350		
	頸動脈	D215.2□(3)、注2	500		
	下肢動脈	D215.2□(2)、注2	600		
	腎動脈	D215.2□(1)、注2	680		
	下肢静脈	D215.2□(2)、注2	600		
脳波	脳外科法・神経内科法・小児科法	D235	720	D238.2	180
	脳外科法・神経内科法・小児科法 ＋睡眠賦活	D235、注1	970	D238.2	180
神経伝導検査	1 神経	D239.2	200	D241	180
	2 神経	D239.2、注1	350	D241	180
	3 神経	D239.2、注1	500	D241	180
	4 神経	D239.2、注1	650	D241	180
	5 神経	D239.2、注1	800	D241	180
	6 神経	D239.2、注1	950	D241	180
	7 神経	D239.2、注1	1,100	D241	180
	8 神経以上	D239.2、注1	1,250	D241	180
聴力検査	AABR	D236.3	850	D238.2	180
心電図	R-R解析	D208.1	130		
	LP	D208.4	200		
ホルター	24時間ホルター心電図	D210.2	1,750		
	24時間血圧＋ホルター心電図	D210.2	1,750		
		D225-3	200		
呼吸機能検査	肺活量（VC）・努力性肺活量（FVC）	D200.1	90	D205	140
		D200.2	100		
	VC・FVC・機能的残気量（FRC）・肺拡散能力（DLco）	D200.1	90	D205	140
		D200.2	100		
		D200.3	140		
		D203.1	180		
		*呼吸循環機能検査等 通則2（医療ガス）	35(円)		
	VC・FVC・FRC・DLco・胸郭内気流、気道抵抗	D200.1	90	D205	140
		D200.2	100		
		D200.3	140		
		D203.1	180		
		D201.2	135		
		*呼吸循環機能検査等 通則2（医療ガス）	35(円)		
	モストグラフ	D201.1イ	150	D205	140
	呼気ガス分析（NO）	D200.4	100	D205	140
血管検査	PWV/ABI	D214.6	100		
	TBI	D214.2	80		
			点数		
骨塩定量検査（DEXA法による腰椎撮影） （大腿骨同時撮影加算）			360		
			90		
栄養指導	初回		250		
	2回目以降		190		

■検査費用の請求について

- ①依頼医が診療報酬請求を行ってください。
※レセプトには必ず「磐田市立総合病院の医療機器の共同利用」と記入してください。
- ②当院医事課は各月分取りまとめ、翌月5日までに診療報酬点数表に準じた検査料の80%を依頼医に請求します。
- ③依頼医は検査費用を翌月末日までに当院の指定口座に振り込んでください。
- ④当院のインボイス制度に関する適格請求書発行事業者登録番号等は、下記の通りです。
登録番号 T 3 - 8 0 0 0 - 2 0 0 0 - 1 8 2 8
登録名称 磐田市病院事業会計

■振込手数料について

委託料の振込手数料は、請求書に同封します納付書により静岡銀行、浜松磐田信用金庫本支店窓口にて現金納付手続きをしていただく場合には、手数料がかかりません。

10 コミュニケーション窓口

登録医の先生方と病院との連絡の窓口は、
当院地域医療連携室（右図黒枠内）になります。

■連絡窓口

地域医療連携室 TEL 0538-38-5545
FAX 0538-38-5549



■電話・FAX受付時間

月曜日～金曜日 午前8時15分～午後6時
土曜日 午前9時～午後1時

※土曜日の業務は紹介患者の診療予約及びCT、MRI予約の受付業務のみです。救急患者のご依頼は、救急事務室（代表電話：0538-38-5000）での対応となりますので、ご了承ください。

※上記以外（時間外・日曜日・祝日）で緊急を要する場合は、上記代表電話にご連絡ください。

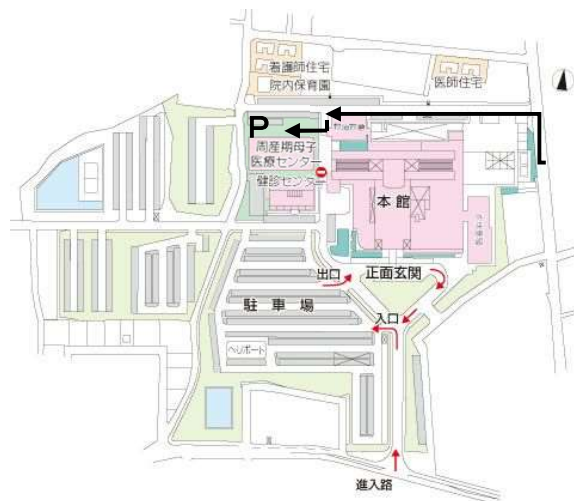
■緊急で直接医師と連絡をとる場合

代表電話にご連絡いただき、その旨お伝えください。（病院内では、医師は院内PHSを所持しています）

11 当院駐車場の利用方法

駐車場は、当院本館建物北側 J 駐車場の西奥 3 から 5 台目に駐車してください。

万一駐車できない場合、病院総務課（TEL：0538-38-5032）へご連絡ください。



▲当院全体の地図

12 登録医の診療報酬

登録医は事前に費用が発生する旨を十分に患者に説明し、理解を得てください。

① 保険請求点数（診療所）

ア 開放型病院共同指導料（Ⅰ） 療養上必要な指導 1日につき 350点

② 保険請求以外の報酬

以下の診療行為を行った場合には、共同指導料の他に一定の報酬が支払われます。

ア 手術に際し手洗い参加をした場合、手術点数の10%相当額

イ 手術の執刀をした場合、手術点数の30%相当額

③ 産婦人科の共同診療について

【正常分娩の立会料】

分娩の場合、最初から最後まで立会をした場合は分娩料の30%（ただし、間に合わず、出産後の事後処理だけを行った場合は、分娩料の10%）

【帝王切開の場合】

■手術を行う場合、分娩料の30%＋手術料の30%

■手術に立会のみの場合、分娩料の10%＋手術料の10%

【院外主治医回診時】

■正常分娩の場合（保険を適用しない場合）

i 当院・登録医とも患者から費用徴収を行いません。

ii 登録医に対しては、出産前又は出産後に来院し、回診を行った場合、当院は登録医に対し1万円を支払います。（同一の患者は、2回以上来院しても1万円）

■帝王切開等の場合（保険を適用する場合）

通常の共同診療と同様の扱いとし、患者から開放型病院共同指導料を夫々徴収します。

・開放型病院共同指導料（Ⅰ） 350点（診療所）

④ 報酬の支払方法など

ア 保険請求は、診療報酬明細書を使い、患者負担分を患者に直接請求することになります。
労災保険、自賠責保険の扱いも開放型病院共同指導料は請求できます。

注1 入院前に開放型病院共同指導料負担金について十分に患者の理解を得てください。

イ 登院し、診療業務に従事した際には、患者1人につき開放型共同指導診療録（様式3）の1部（3枚複写）を使用し、様式3に患者名、指導日、診療科・病棟、医師名、指導内容を記入いただき、複写式の原本（1枚目）をお持ち帰りください。他の2枚は当院で使用します。（2枚目は会計用、3枚目は地域医療連携室用）

ウ 報酬は、当院が登録医手術診療報酬計算書（様式5）に基づき算定します。

なお、支払は、月単位で指定口座へ振込します。

⑤ 診療報酬請求明細書の書き方（診療所）

ア 外来分の診療実日数には、開放型病院共同指導を行った日数を含めて記入してください。

イ 開放型病院共同指導料（Ⅰ）を算定した場合には、『開（Ⅰ）』と表示して、当該項目、回数及び合計点数を明細書の13「指導」「適用」欄に記入してください。なお、「適用欄」には入院日も記入してください。

13 業務災害・医事紛争

開放型病院利用の実施に関連して生じた登録医の業務災害については、当院非常勤職員の規定に準じて処理します。医事紛争が発生した場合には、診療部長を含め両主治医が協力して対処することになります。

損害補償や医療裁判に進展した場合は、それぞれが加入している損害賠償保険によって処理されることになります。（日医の賠償責任保険に加入している登録医は、県医師会の医事紛争処理委員会に届け出て、その指導を受けてください。）

開放型病院の入院診療は、2人主治医制をとっていますので、医事紛争の予防のためには、両者の緊密な意志疎通を図ることが重要です。

14 運営会議

開放型病院利用を円滑に運営するため、当院では磐田市立総合病院地域医療連携運営会議（以下、「運営会議」と言う。）を設けています。

運営会議の構成員は、当院では病院事業管理者、病院長、副病院長のほか関係所属長を委員とし、地域医療関係者を代表して、磐田市医師会、磐周医師会、小笠医師会、磐周歯科医師会、小笠掛川歯科医師会の代表者を委員として組織します。

運営会議は、共同診療を含めた地域医療連携について協議するため、年4回開催します。

15 院内図書室

資料は閲覧のみ可能で、外部持ち出しは実施しておりませんのでご了承ください。（文献受付は電子メールでも受け付けています）なお、ご不明な点は、図書室担当までお問い合わせください。

< 図書室の利用時間 >

平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

< 文献の受付 >

図書室で文献の取り寄せをします。（文献代は実費です）

文献の書誌事項などを明記し、電子メールまたはファックスで図書室へ送付ください。

文献到着後、図書室からご連絡します。

< 図書室内の機器の利用 >

コピー機は有料にてご利用いただけます。（1 枚 10 円）

なお、パソコン・ファックスは使用できません。

< メールアドレス > tosyo@hospital.iwata.shizuoka.jp < ファックス > 0538-38-5052

附 則

この規定は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年10月4日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年6月6日から施行する。

附 則

この規定は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年8月1日から施行する。

(様式1)

登 録 願

年 月 日

磐田市立総合病院長 様

氏 名 _____

医療機関
名 称 _____

所 在 地 _____

T E L _____

F A X _____

磐田市立総合病院開放型病院の登録医の登録をお願いします。

医師免許証

免許年月日 明・大・昭・平 年 月 日

医籍登録番号 _____

(様式 1 - 1)

年 月 日

(登録医となる医療機関名及び代表者名) 様

磐田市立総合病院 病院長

磐田市立総合病院 開放型病院利用 登録医の承認について (通知)

年 月 日付けで登録願のあった件について、下記のとおり登録医としての承認をしましたので、通知します。

記

- | | | | |
|---|-----------|-------|---|
| 1 | 登 録 番 号 | 磐病登録医 | 号 |
| 2 | 医 師 氏 名 | | |
| 3 | 医療機関名称 | | |
| 4 | 所 在 地 | | |
| 5 | 承 認 年 月 日 | 年 月 日 | |

登録医一覧【医科】

(様式1-2)

登録番号	医師氏名	医療機関名称	所在地	承認年月日	備考
磐病登録医 号					
磐病登録医 号					
磐病登録医 号					

登録医一覧【歯科】

(様式1-2)

登録番号	医師氏名	医療機関名称	所在地	承認年月日	備考
磐病登録歯科医 号					
磐病登録歯科医 号					
磐病登録歯科医 号					

(様式2)

登 院 簿

年 月分 No

登院月日	時分	氏 名	登録番号	診療	その他
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		
月	日	時	分		

(様式3)

開放型共同指導診療録

患 者 氏 名 _____ (ID _____)

診 療 科 _____ 病 棟 _____

院内主治医 _____

指導日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

院外主治医サイン _____

該当に○印をお願いします。

1. 療養上必要な指導 1日につき 350点

《指導内容》

- | | |
|---------|----------------|
| 1. 検査指導 | 6. 術後指導 |
| 2. 生活指導 | 7. 麻酔前指導 |
| 3. 治療指導 | 8. 予後相談指導 |
| 4. 運動指導 | 9. 手術実施（執刀・助手） |
| 5. 術前指導 | 10. その他 |

診療指導内容、連絡事項

〔院外主治医用〕

2017.7

磐田市立総合病院 外来受診・検査依頼申込書 (医療機関用)

予約時間の30分以上前に ①番(初診受付)にお越しください

予約日時	月 日 (曜日) 午前 ・ 午後 時 分					
	予約科	科			予約医師	医 師
	☐ 受診予約日時が未定の場合は、 ☒ をご記入ください (後日、患者さん自身で必ず電話予約してください) ※患者さんからの申し込みは診察予約のみです。 検査予約は医療機関を通して申し込んでください。					
フリガナ						性 別
紹介患者名						男 性 ・ 女 性
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日 (歳)					
住 所	〒() マンション・アパート名まで記入してください					
電話番号	() -			紹介元医療機関 (医療機関名 住所 電話 FAX)		
携帯電話	- - (本人・)					
※なるべく携帯電話番号を記入して下さい。						
受 診 科	外来診療科一覧 (上記予約科に診療科を記入してください)					
	呼吸器内科	消化器内科	肝 臓 内 科	循 環 器 内 科	脳 神 経 内 科	血 液 内 科
	腎 臓 内 科	糖尿病・内分泌内科	リウマチ科	小 児 科	外 科	呼吸器外科
	消化器外科	血 管 外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	脳神経外科	乳 腺 外 科
	産 婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科	泌 尿 器 科	皮 膚 科	麻 酔 科
	精 神 科	緩和医療科	放射線診断科	歯科口腔外科		
検 査 名	検査名・部位に○印もしくは、検査名を記入してください					
	CT ・ MRI (単純・造影)	頭部・頸部・胸部・腹部・骨盤・頸椎・胸椎・腰椎・四肢・心臓・その他()				
	R I	()センチ				
	一般X線撮影					
備 考						
保 険 区 分	自賠 ・ 労災 ・ 公災 ・ 通勤災害 ・ 自費 ・ 生保 ・ その他()					
保 険 者 番 号					記 号 番 号	
本人・家族の別	本人 ・ 家族			一部負担金の割合	割	
公費負担者番号					受 給 者 番 号	

(様式5)

月分 登録医手術診療報酬計算書

I D								
患者名								
登録医								

手術日 令和 年 月 日

手術名 _____

地域医療連携室記入欄

・加 算

() 時間外
() 休 日
() 深 夜

・参 加

() 手洗い
() 執 刀

_____ 点 × 10 円 = _____ 円
(手術点数) (手術算定金額)

_____ 円 × 30 % = _____ 円
(手術算定金額) (支払金額)

[登録医用]

[地域医療連携室 → 経営企画課企画財務G]

契 約 書

医学の進歩に対応し、病診連携を進めるとともに、地域における医療の質の向上を図るため、〇〇医師会（〇〇歯科医師会）（以下「甲」という。）と磐田市立総合病院（以下「乙」という。）は、乙の一部（以下「開放病床」という。）を利用する診療について、次のとおり契約を締結する。

（登録医）

第1条 登録医とは、乙の病院長が開放型病院に関わる診療業務を委嘱した医師を指すものとする。

2 甲の会員は、甲と乙との契約により登録医になることができる。

3 開放型病院に入院した患者の診療にあたっては、院内主治医及び院外主治医（以下「両主治医」という。）の2人主治医制をとり共同して診療にあたることとする。この場合、院内主治医とは乙の医師、院外主治医とは甲の会員を指す。

（共同診療）

第2条 共同診療にあたって、両主治医は意見交換の場を設けるなど、互いに連絡を密にすることで、共同診療の実をあげるように努めるものとする。

2 共同診療にあたっては、その記録を乙が指定した様式である開放型共同診療録に記入するとともに、甲乙双方のカルテに添付することとする。

（開放病床の運営等）

第3条 乙による開放病床の運営は、次の各号のとおりとする。

(1) 開放病床は、各病棟に配分する。

(2) 開放型病院として円滑に運営するために、乙は地域医療連携運営会議を設置し、甲乙による意見交換を行うものとする。

（報酬）

第4条 報酬については、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 開放型病院共同指導料は、甲乙各々が保険請求することとする。

(2) 甲の登録医が単独、もしくは乙の医師と共同で施行した手術・分娩については、乙が甲に一定の報酬を支払うものとする。

(契約期間)

第5条 契約期間は、令和○年4月1日から令和○年3月31日までの1年間とする。

2 前項の期間満了の1か月前までに、甲乙のいずれからも別段の意思表示がない場合は、同一条件で更新されたものとする。また、その後の期間更新についても同様とする。

(契約解除)

第6条 甲又は乙は、相手方が正当な理由なく本契約に定める義務の履行を怠った場合は、契約の全部又は一部を解除することができる。

(双方協議)

第7条 本契約のほか乙の定めた規則に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議する。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 静岡県○○○○

団体名 ○○医師会（歯科医師会）

会 長

(乙) 磐田市大久保5 1 2 番地3

磐田市立総合病院

磐田市病院事業管理者 鈴木 昌八

磐田市立総合病院開放型病院運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、磐田市立総合病院(以下「当院」という。)と、磐田市医師会、磐周医師会、磐周歯科医師会、小笠医師会及び小笠掛川歯科医師会(以下「地域医師会」という。)が相互に協力し、病診連携と医療施設の共同利用を進めるとともに、地域医療の向上に寄与するため、開放型病院を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 当院を開放型病院として運営するにあたり、地域医師会と連携し、一貫した安全で良質な医療の提供を地域住民に行なうことを目的とする。

(登録医)

第3条 登録医とは、当院の病院長が開放型病院利用に関わる診療業務を委嘱した医師とする。

2 地域医師会の会員は、当院及び医師会との契約により全員が登録医になることとし、次号の手続きは不要とする。

3 前号以外の医師会に所属する医師又は医師会に所属しない医師が登録医を希望するときは、登録願(様式1)を当院に提出するものとする。

(運営会議)

第4条 開放型病院の適切かつ円滑な運営を図るため、磐田市立総合病院地域医療連携運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

2 委員の構成は、地域医師会のほか、行政機関及び学識経験者とする。

(共同診療規則)

第5条 登録医は、当院医師と合議の上、患者を入院させることができる。

2 主治医は、2人主治医制(院内主治医及び院外主治医)とし、当院医師が院内主治医、登録医が院外主治医とする。

3 診療は、当院医師及び登録医が互いに共同して診療にあたる。

4 登録医は、当院医師と合議の上、手術に立ち会うことができる。

5 登録医が当院に来院したときは登院簿(様式2)に記入し、診療したときには、開放型共同診療録(様式3)に記入する。

6 登録医の当院への来院時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合は、午後9時までとすることができる。

(地域連携小児休日診療)

第6条 当院の小児科医師は、地域の小児科医師と連携して診療にあたる。

2 診療日は、毎月第4日曜日とし、時間は午前10時から正午までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）は除くものとする。

3 当院は診療日時を地域住民に周知するものとする。

(医事紛争)

第7条 当院での診療開始後に医事紛争が発生した場合は、診療部長を含め院内主治医及び院外主治医が協力して対処するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるほか、開放型病院の運営に関して必要な事項は病院長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成16年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成17年8月25日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成25年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

磐田市立総合病院 栄養指導のご案内 様式2

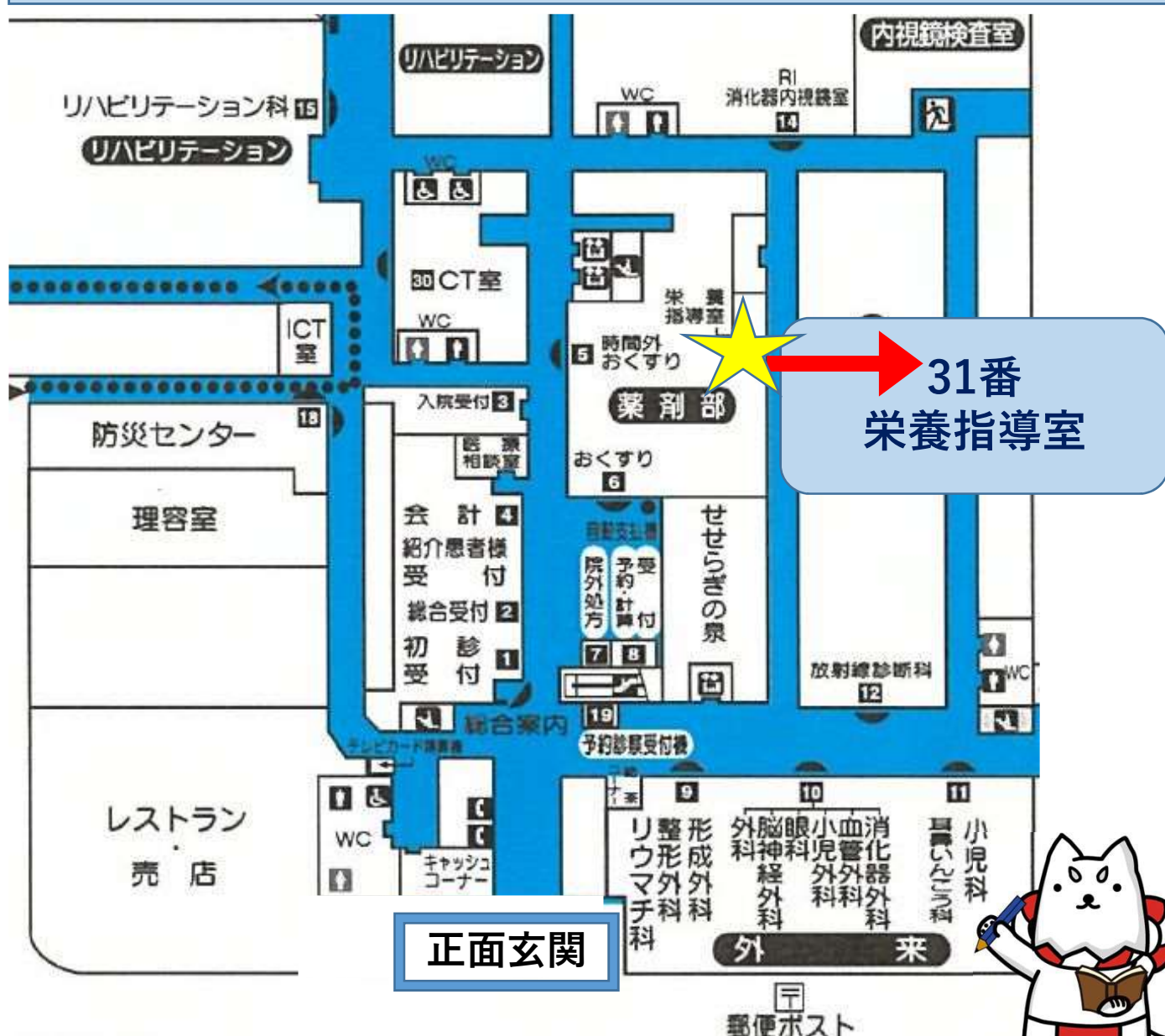
(ご本人様用)

ご予約者氏名 () 様

ご予約日 月 日 () 時 分

ご予約時間の5分前に、直接31番窓口へお越しください。

磐田市立総合病院内案内図



磐田市立総合病院 地域医療連携室

〒438-8550 磐田市大久保512番地30538-38-5000 (代)

磐田市立総合病院 栄養指導の流れ

お申し込みの手順

（事前に検査・栄養指導に関する委託契約が必要となります）
まず、**栄養指導申込書（様式1）**をご記入ください。
ご希望の一週間前までに電話でお申し込みください。
※必ず医療機関からご予約ください。

予約受付

地域医療連携室 電話：0538-38-5545
平日8：15～18：00 土曜日9：00～13：00

栄養指導実施日（下記の時間内で予約となります）
（月）8：30～11：00 （金）13：00～15：00



電話で予約日が決定したら、
栄養指導申込書に予約日を記入し、FAX送信してください。
地域医療連携室 FAX：0538-38-5549
当院から、患者さんへのご案内用紙を折り返しFAXで送信します
ので、患者さんにお渡しください。

栄養指導の当日、
患者さんに31番の栄養指導室へ直接お越しいただきます。

当院で栄養指導の報告書を作成し、
紹介元医療機関に郵送いたします。

磐田市立総合病院 栄養指導運用（委託）

※事前に委託検査等に関する契約がされていることを確認。

1. 紹介元の医療機関で、栄養指導申込書様式1を記入。
（ホームページよりダウンロード可能）
予約希望日の一週間前までに地域連携室に電話連絡する
2. 地域医療連携室へ電話してもらい、予約日を相談し決定する。
決定した予約日を記入した上で、栄養指導申込書を
FAXしてもらう。
 - ・ 地域医療連携室で予約可能な時間設定
（月）8：30～11：00（金）13：00～15：00
 - ・ 地域医療連携枠として1日1名予約可能
 - ・ 予約が重複しないよう地域医療連携室内で情報共有する。
 - ・ 電子カルテの予約オーダーから予約入力する。（別紙参照）
3. 当院で患者用案内用紙様式2に予約日時を記載する。
紹介元の医療機関にFAXし、患者に渡してもらう。
栄養指導申込書をDACSで取り込み、登録する。
4. 予約前日に患者基本伝票を地域医療連携室で出力する。
委託検査と同じコード（01）を記載して栄養科へ届ける。
5. 栄養指導当日、患者さんに31番の栄養指導室前に来ていただく。
6. 栄養指導終了後、患者さんは帰宅する。（当日の会計はなし）
7. 栄養科から患者基本伝票を医事課へ提出。
医事課で依頼元医療機関への事務手続きを実施。
8. 栄養科で栄養指導報告書を作成し、地域医療連携室へ届ける。
地域医療連携室より郵送にて紹介元医療機関に送付する
9. キャンセルや予約変更の場合
紹介元医療機関を通じて当院へ連絡をいただき対応する。

様式1

申込日 年 月 日

マンション、アパート名まで記入をお願いします。

榮養指導依賴內容

その他の指示事項

該当する下記の項目の□にチェックをお願いします。

病歴・現在の病状等

血液検査結果の添付をお願いします。

検査・栄養指導・骨密度測定の委託に関する契約書

地域医療連携の一環として磐田市立総合病院の設備の共同利用を目的として、委託者 ○○○○医院（以下「甲」という。）と受託者 磐田市立総合病院（以下「乙」という。）とは、次のとおり検査・栄養指導・骨密度測定の委託に関する契約を締結する。

（委託検査・栄養指導・骨密度測定の種類）

第1条 甲の依頼に基づき、乙は以下の検査・栄養指導を実施する。

- (1) 超音波検査
- (2) 生理機能検査
- (3) 栄養指導
- (4) 骨密度測定
- (5) 眼科検査

（検査依頼と結果報告）

第2条 検査・栄養指導・骨密度測定は、次の方法により依頼し、結果を報告する。

- (1) 甲は検査・骨密度測定を依頼しようとするとき、予め電話にて予約日を確認し、検査依頼書に必要事項を記入し、乙に申し込む（FAX送信）ものとする。
- (2) 甲は、栄養指導を依頼しようとするとき、予め電話にて予約日を確認し、栄養指導申込書を記入し、乙に申し込む（FAX送信）ものとする。
- (3) 乙は、検査結果や指導内容を CD-R または所定様式により報告する。

（検査・栄養指導・骨密度測定費用）

第3条 検査・栄養指導・骨密度測定費用は、診療報酬点数表に準じた所定点数の80%の額（消費税を含む）とする。同月に2回目以降の検査を希望する場合であっても検査・栄養指導・骨密度測定費用は同様とする。

（検査・栄養指導・骨密度測定費用の請求と支払い）

第4条 乙は、検査・栄養指導・骨密度測定費用を各月分取りまとめ、翌月5日までに請求書を甲に発行するものとする。甲は、請求書を受理した月の末日までに乙の指定口座に振込むものとする。

（秘密保持）

第5条 乙は、患者の個人情報保護に遺漏なきよう配慮するものとし、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(契約期間)

第6条 本契約の期間は、契約を締結した日から令和〇年3月31日までとする。ただし、契約満了前1ヶ月前までに甲・乙どちらかからの申し出がない場合、本契約は1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(一般的損害)

第7条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第8条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(その他)

第9条 本契約に定めがない事項又は本契約に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約書の証として本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保持する。

令和〇年〇月〇日

(甲) 静岡県〇〇〇〇

〇〇〇〇医院

医院長 〇〇 〇〇

(乙) 静岡県磐田市大久保512-3

磐田市立総合病院

磐田市病院事業管理者 鈴木 昌八

磐田市立総合病院地域医療連携運営会議要領

平成25年4月1日

磐田市立総合病院要領第29号

(設置)

第1条 中東遠2次医療圏の地域医療支援病院としての機能及び役割を果たすため、磐田市立総合病院地域医療連携運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 運営会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 医療機関との患者の紹介、又は逆紹介の推進に関すること。
- (2) 開放型病院の運営に関すること。
- (3) その他地域医療の連携に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、座長及び次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 病院事業管理者
- (2) 病院長
- (3) 副病院長
- (4) 歯科口腔外科部長
- (5) 地域医療支援センターセンター長
- (6) 地域医療支援センター副センター長
- (7) 看護部長
- (8) 事務部長
- (9) 医事課長
- (10) 地域医療連携室長
- (11) 磐田市医師会代表
- (12) 磐周医師会代表
- (13) 小笠医師会代表
- (14) 磐周歯科医師会代表
- (15) 小笠掛川歯科医師会代表
- (16) 行政機関の代表（静岡県及び磐田市）
- (17) 学識経験者

(座長)

第4条 運営会議に座長を置く。

- 2 座長は、病院長が指名する職員をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理し、運営会議を代表する。

- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 運営会議は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。
- 3 運営会議は、原則として年4回開催するものとする。

- 4 磐田市立総合病院中期計画協議会設置規程（平成27年病院事業管理規程第7号）及び磐田市立総合病院運営懇話会設置規程（平成23年病院事業管理規程第9号）の規定に基づき開催される会議は、この要領に基づく運営会議を開催したものとみなす。

(庶務)

第6条 運営会議の庶務は、地域医療連携室において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

共同診療を行う院外主治医が行う業務に関する規約

1 趣旨

この規約は院外主治医が、磐田市立総合病院（以下「当院」という。）内で共同診療を行う場合に、患者の診療その他の業務の範囲、資格及び責務等について、必要な事項を定める。

2 院外主治医の業務の範囲

院外主治医が行うことができる業務は、次の各号とする。

- (1) 院外主治医が当院に依頼した患者（以下「依頼患者」という。）に関し、院内主治医と共同して行う治療及び療養上の指導
- (2) 院外主治医が院内主治医と協議の上、依頼患者に対して共同で行う手術・処置・分娩及び検査等

3 院外主治医の責務

院外主治医は、当院内の医療安全の向上並びに医療責任の共有に留意するとともに、次の各号に掲げる事項を踏まえ、業務に務めるものとする。

- (1) 依頼患者に対する説明及び同意の内容については、当院指定の開放型共同診療録に記入、又はこれに相当する資料の写しの提供を行うこと。
- (2) 手術・処置・分娩及び検査等において、自ら施行した業務内容を当院指定の開放型共同診療録に記入すること。
- (3) 依頼患者の治療方針及び急変時への対応等について、院内主治医との十分な合意を図っておくこと。
- (4) 当院が依頼患者及び家族から情報の開示を求められたときは、適切に対応すること。
- (5) 当院内における院内の規定や手続、時間等の取り決めに遵守すること。

4 手術・処置・分娩を行う場合の資格

院外主治医が自ら当院内において手術・処置・分娩を行う場合は、当該手術において実績を有する者（学会が認定する資格を有する者）で、当院の病院長が認めた者とする。

5 院内主治医等の責務

院内主治医等は、この規約で定める院外主治医の業務及び責務について、必要な支援及び協力を行うものとする。

6 施行日

この規約は、平成17年9月29日から施行する。

令和6年3月発行

磐田市立総合病院 地域医療連携室

〒438-8550 磐田市大久保512番地3

TEL0538-38-5545

<http://www.hospital.iwata.shizuoka.jp/>